

東京都軽費老人ホーム利用料等取扱要綱

31 福保高施第1390号
令和元年9月27日
改正 3 福保高施第8号
令和3年4月1日

第1 目的

この要綱は、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第137号。以下「規則」という。）第7条第1項第1号（第13条において準用する場合を含む。）、同項第2号（第13条において準用する場合を含む。）、附則第5条第1項第1号、同項第2号及び第9条第1項第1号並びに東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領（平成25年4月3日付24福保高施第2452号。以下「要領」という。）において規定する知事が定める額等を定めるものとする。

第2 軽費老人ホーム（ケアハウス）

1 サービスの提供に要する費用（規則第7条第1項第1号・要領第一の15（2））

軽費老人ホームの入所者が負担すべきサービスの提供に要する基本額（月額）は、別表1に定める額を上限とし、入所者本人からの徴収額（月額）は、別表1—2により求めた額を上限とする。

2 生活費（規則第7条第1項第2号・要領第一の15（3））

生活費（食材料費及び共有部分の光熱水費に限る。）の月額は、施設の所在する地域区分により以下の額を上限とする。

地域	1人当たりの額	冬季加算額 (11月から3月まで)
甲地	46,090円	2,130円
乙地	43,700円	1,930円

(注) 「地域」の欄における甲地とは、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により「1級地—1及び1級地—2」又は「2級地—1及び2級地—2」に指定された市町村を、乙地とは、「3級地—1及び3級地—2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

第3 都市型軽費老人ホーム

1 サービスの提供に要する費用（規則第7条第1項第1号・要領第一の15（2））

都市型軽費老人ホームの入所者が負担すべきサービスの提供に要する基本額（月額）

は、別表2に定める額を上限とし、入所者本人からの徴収額（月額）は、別表1—2により求めた額を上限とする。

2 生活費（規則第7条第1項第2号・要領第一の15（3））

生活費（食材料費及び共有部分の光熱水費に限る。）の月額は、以下の額を上限とする。

1人当たりの額	冬季加算額 （11月から3月まで）
46,090円	2,130円

第4 軽費老人ホーム（A型）

1 サービスの提供に要する費用（規則附則第5条第1項第1号・要領第五の5（2））

軽費老人ホーム（A型）の入所者が負担すべきサービスの提供に要する基本額（月額）は、別表3に定める額を上限とし、入所者本人からの徴収額（月額）は、別表3—2により求めた額を上限とする。

2 生活費（規則附則第5条第1項第2号・要領第五の5（2））

生活費（食材料費及び共有部分の光熱水費に限る。）は、以下の額を上限とする。

1人当たりの額	冬季加算額 （11月から3月まで）
54,230円	2,130円

第5 軽費老人ホーム（B型）

1 サービスの提供に要する費用（規則附則第9条第1項第1号、要領第六の4（2））

軽費老人ホーム（B型）の入所者が負担すべきサービスの提供に要する基本額（月額）及び入所者本人からの徴収額（月額）は、別表4により求めた額を上限とする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表1

サービスの提供に要する基本額(月額)

軽費老人ホーム(ケアハウス)

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額(月額)について、以下のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額(月額)	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥+⑩、⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以上の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

①単独設置

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	143,600	141,000	140,100	138,300	137,400	136,500	135,600	132,100	129,400
21-30	96,600	94,800	94,200	93,000	92,400	91,800	91,200	88,800	87,000
31-40	84,800	83,200	82,700	81,600	81,100	80,500	80,000	77,800	76,200
41-50	75,800	74,200	73,700	72,800	72,300	71,800	71,300	69,300	67,800
51-60	64,100	62,900	62,500	61,600	61,100	60,700	60,300	58,600	57,300
61-70	60,700	59,500	59,100	58,200	57,800	57,400	57,000	55,400	54,200
71-80	53,300	52,300	51,900	51,200	50,800	50,500	50,100	48,700	47,500
81-90	52,800	51,800	51,400	50,700	50,300	50,000	49,600	48,200	47,000
91-100	47,700	46,600	46,300	45,700	45,300	45,000	44,700	43,400	42,400
101-110	46,000	45,000	44,700	44,000	43,700	43,400	43,100	41,800	40,800
111-120	42,300	41,400	41,100	40,500	40,200	39,900	39,600	38,400	37,600
121-130	43,000	42,100	41,800	41,200	40,900	40,600	40,300	39,000	38,100
131-140	40,000	39,200	38,900	38,300	38,000	37,700	37,500	36,300	35,500
141-150	38,400	37,600	37,400	36,800	36,600	36,300	36,000	35,000	34,200

(注)地域区分は以下のとおりとする。

- 1) 16/100は、特別区とする。
- 2) 13/100は、武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市及び西東京市とする。
- 3) 12/100は、八王子市、立川市、府中市及び調布市とする。
- 4) 10/100は、三鷹市とする。
- 5) 9/100は、福生市及び清瀬市とする。
- 6) 8/100は、昭島市、小平市及び日野市とする。
- 7) 7/100は、青梅市、東村山市及びあきる野市とする。
- 8) 3/100は、武蔵村山市とする。

②単独設置

介護職員1名を配置しない場合

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	119,600	117,500	116,800	115,400	114,600	113,900	113,200	110,400	108,300
21-30	80,500	79,100	78,600	77,700	77,200	76,700	76,300	74,300	72,900
31-40	72,700	71,400	70,900	70,000	69,600	69,200	68,700	66,900	65,600
41-50	66,100	64,900	64,500	63,600	63,200	62,800	62,400	60,600	59,300
51-60	56,000	55,000	54,600	53,900	53,500	53,200	52,800	51,400	50,300
61-70	53,900	52,800	52,500	51,700	51,400	51,000	50,700	49,300	48,200
71-80	47,200	46,300	46,000	45,400	45,100	44,800	44,400	43,200	42,300
81-90	47,400	46,500	46,200	45,500	45,200	44,900	44,600	43,300	42,400
91-100	42,900	42,100	41,800	41,200	40,900	40,600	40,400	39,200	38,400
101-110	41,700	40,800	40,500	40,000	39,700	39,400	39,100	37,900	37,100
111-120	38,300	37,600	37,300	36,800	36,500	36,200	36,000	34,900	34,100
121-130	39,300	38,500	38,200	37,700	37,400	37,100	36,900	35,800	34,900
131-140	36,600	35,800	35,600	35,100	34,800	34,600	34,300	33,200	32,400
141-150	35,200	34,500	34,300	33,700	33,500	33,200	33,000	32,000	31,300

(注)地域区分は別表1-①に同じ。

③併設設置

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	146,100	143,800	143,000	141,500	140,700	139,900	139,200	136,100	133,800
15-19	97,900	96,400	95,900	94,700	94,200	93,700	93,200	91,100	89,600
20	93,600	92,000	91,400	90,300	89,700	89,200	88,600	86,400	84,800
21-29	94,000	92,400	91,800	90,700	90,100	89,600	89,000	86,700	85,100
30	67,800	66,700	66,300	65,600	65,200	64,800	64,500	63,000	61,900
31-40	63,200	62,100	61,700	60,900	60,500	60,200	59,800	58,300	57,200
41-50	50,900	50,000	49,700	49,100	48,800	48,500	48,200	46,900	46,000
51-60	42,600	41,800	41,600	41,100	40,900	40,600	40,400	39,400	38,600
61-70	36,700	36,000	35,800	35,400	35,200	35,000	34,800	33,800	33,200
71-80	32,200	31,700	31,500	31,100	30,900	30,700	30,600	29,800	29,300
81-90	34,200	33,500	33,300	32,900	32,700	32,500	32,300	31,500	30,900
91-100	30,800	30,300	30,100	29,700	29,500	29,300	29,200	28,400	27,900
101-110	30,100	29,500	29,300	28,900	28,700	28,500	28,300	27,600	27,000
111-120	27,700	27,100	27,000	26,600	26,400	26,200	26,100	25,400	24,800
121-130	29,500	29,000	28,800	28,400	28,200	28,000	27,800	27,000	26,400
131-140	27,600	27,000	26,900	26,500	26,300	26,100	26,000	25,200	24,700
141-150	26,700	26,200	26,000	25,700	25,500	25,300	25,200	24,500	24,000

(注)地域区分は別表1-①に同じ。

④併設設置

介護職員1名を配置しない場合

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	98,000	96,800	96,400	95,600	95,200	94,700	94,300	92,800	91,600
15-19	65,700	64,900	64,600	64,100	63,800	63,600	63,300	62,200	61,500
20	69,800	68,700	68,300	67,500	67,100	66,800	66,400	65,000	63,900
21-29	70,000	68,900	68,500	67,800	67,400	67,100	66,700	65,300	64,200
30	51,600	50,900	50,600	50,200	49,900	49,700	49,400	48,500	47,700
31-40	51,200	50,400	50,100	49,500	49,300	49,000	48,700	47,500	46,700
41-50	41,200	40,500	40,300	39,900	39,600	39,400	39,200	38,300	37,600
51-60	34,500	33,800	33,700	33,300	33,100	32,900	32,700	32,000	31,500
61-70	29,800	29,300	29,100	28,800	28,700	28,500	28,300	27,700	27,200
71-80	26,200	25,800	25,600	25,400	25,200	25,100	25,000	24,400	24,000
81-90	28,800	28,300	28,100	27,800	27,600	27,400	27,300	26,600	26,100
91-100	26,000	25,600	25,400	25,100	25,000	24,900	24,700	24,100	23,700
101-110	25,800	25,300	25,200	24,800	24,700	24,500	24,400	23,700	23,200
111-120	23,700	23,300	23,100	22,800	22,700	22,600	22,400	21,800	21,400
121-130	25,900	25,400	25,200	24,900	24,700	24,600	24,400	23,700	23,200
131-140	24,200	23,700	23,600	23,300	23,100	22,900	22,800	22,200	21,700
141-150	23,500	23,100	22,900	22,600	22,500	22,400	22,200	21,600	21,200

(注)地域区分は別表1-①に同じ。

⑤特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(単独設置)

共通職員

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	108,800	106,700	106,000	104,600	103,900	103,200	102,500	99,700	97,600
21-30	73,200	71,800	71,300	70,400	69,900	69,400	68,900	67,100	65,700
31-40	55,300	54,200	53,900	53,200	52,800	52,500	52,100	50,700	49,700
41-50	52,100	51,000	50,700	50,000	49,600	49,300	49,000	47,500	46,400
51-60	44,300	43,500	43,200	42,600	42,300	42,000	41,700	40,500	39,600
61-70	43,800	42,900	42,600	42,000	41,700	41,400	41,100	39,900	39,000
71-80	38,600	37,800	37,500	37,000	36,700	36,500	36,200	35,100	34,400
81-90	34,400	33,600	33,300	32,900	32,600	32,400	32,200	31,200	30,500
91-100	31,000	30,400	30,100	29,700	29,500	29,300	29,100	28,300	27,600
101-110	30,900	30,200	30,000	29,500	29,300	29,100	28,900	28,000	27,300
111-120	28,400	27,800	27,500	27,100	26,900	26,700	26,500	25,700	25,100
121-130	30,100	29,500	29,300	28,800	28,600	28,400	28,200	27,300	26,700
131-140	28,100	27,500	27,300	26,900	26,700	26,500	26,300	25,500	24,900
141-150	27,200	26,700	26,500	26,100	25,900	25,700	25,500	24,800	24,200

(注)地域区分は別表1-①に同じ。

⑥特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(単独設置)

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	83,500	82,000	81,500	80,500	80,000	79,500	78,900	76,900	75,400
21-30	56,300	55,300	55,000	54,300	53,900	53,600	53,300	51,900	50,900
31-40	42,600	41,800	41,500	41,000	40,800	40,500	40,300	39,300	38,500
41-50	41,900	41,100	40,800	40,300	40,000	39,800	39,500	38,400	37,600
51-60	36,000	35,300	35,100	34,600	34,400	34,100	33,800	32,900	32,200
61-70	36,600	35,800	35,600	35,100	34,900	34,600	34,400	33,300	32,600
71-80	32,100	31,500	31,300	30,900	30,700	30,400	30,200	29,400	28,700
81-90	28,600	28,100	27,900	27,500	27,300	27,100	26,900	26,200	25,600
91-100	26,000	25,400	25,300	24,900	24,800	24,600	24,400	23,700	23,200
101-110	26,300	25,700	25,500	25,200	25,000	24,800	24,600	23,900	23,300
111-120	24,200	23,700	23,500	23,200	23,000	22,900	22,700	22,000	21,500
121-130	26,300	25,700	25,600	25,200	25,000	24,800	24,600	23,900	23,300
131-140	24,500	24,000	23,800	23,500	23,300	23,200	23,000	22,300	21,800
141-150	23,900	23,400	23,300	22,900	22,800	22,600	22,400	21,800	21,300

(注)地域区分は別表1-①に同じ。

⑦特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(併設設置)

共通職員

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	76,400	75,200	74,800	74,100	73,700	73,300	72,900	71,300	70,100
15-19	51,300	50,500	50,300	49,700	49,500	49,200	49,000	47,900	47,100
20	58,700	57,600	57,300	56,500	56,200	55,800	55,400	54,000	52,900
21-29	58,900	57,800	57,500	56,700	56,400	56,000	55,600	54,200	53,100
30	44,400	43,700	43,400	42,900	42,700	42,400	42,200	41,200	40,500
31-40	33,500	33,000	32,800	32,500	32,300	32,100	31,900	31,200	30,600
41-50	27,100	26,700	26,500	26,200	26,100	25,900	25,800	25,200	24,800
51-60	22,900	22,500	22,400	22,200	22,100	21,900	21,800	21,300	21,000
61-70	19,700	19,400	19,300	19,100	19,000	18,900	18,800	18,400	18,100
71-80	17,400	17,200	17,100	16,900	16,800	16,700	16,600	16,200	16,000
81-90	15,600	15,400	15,300	15,100	15,000	15,000	14,900	14,600	14,300
91-100	14,200	14,000	13,900	13,800	13,700	13,600	13,600	13,300	13,000
101-110	15,000	14,700	14,600	14,400	14,300	14,200	14,100	13,800	13,500
111-120	13,800	13,600	13,500	13,300	13,200	13,200	13,100	12,700	12,500
121-130	16,700	16,400	16,300	16,100	15,900	15,800	15,700	15,300	15,000
131-140	15,600	15,300	15,200	15,000	14,900	14,800	14,700	14,300	14,000
141-150	15,600	15,300	15,200	15,000	14,900	14,800	14,700	14,300	14,100

(注)地域区分は別表1-①に同じ。

⑧特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(併設設置)

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	25,800	25,800	25,800	25,800	25,800	25,800	25,800	25,800	25,800
15-19	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700
20	33,500	33,000	32,800	32,500	32,300	32,100	32,000	31,300	30,800
21-29	33,600	33,100	32,900	32,600	32,400	32,200	32,100	31,400	30,900
30	27,500	27,200	27,100	26,900	26,800	26,600	26,500	26,100	25,700
31-40	20,900	20,700	20,600	20,300	20,200	20,200	20,100	19,700	19,500
41-50	16,900	16,700	16,700	16,500	16,500	16,400	16,300	16,100	15,900
51-60	14,300	14,200	14,100	14,000	13,900	13,900	13,800	13,600	13,400
61-70	12,500	12,300	12,300	12,200	12,100	12,100	12,000	11,800	11,700
71-80	11,100	11,000	11,000	10,900	10,800	10,800	10,700	10,600	10,500
81-90	10,100	9,900	9,900	9,800	9,800	9,800	9,700	9,600	9,500
91-100	9,200	9,100	9,000	9,000	8,900	8,900	8,900	8,700	8,600
101-110	15,000	14,700	14,600	14,400	14,300	14,200	14,100	13,800	13,500
111-120	13,800	13,600	13,500	13,300	13,200	13,200	13,100	12,700	12,500
121-130	12,900	12,600	12,600	12,400	12,300	12,200	12,200	11,900	11,600
131-140	12,000	11,800	11,700	11,600	11,500	11,400	11,400	11,100	10,900
141-150	12,200	12,000	11,900	11,800	11,700	11,700	11,600	11,300	11,100

(注)地域区分は別表1-①に同じ。

⑨特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(単独・併設設置)

一般入所者に対する介護職員

一般入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	35,400	34,900	34,700	34,300	34,100	33,900	33,800	33,000	32,400
21-30	23,300	23,000	22,800	22,600	22,500	22,300	22,200	21,700	21,300
31-40	29,500	29,000	28,800	28,400	28,200	28,000	27,800	27,100	26,500
41-50	23,600	23,200	23,000	22,700	22,600	22,400	22,300	21,700	21,200
51-60	19,600	19,300	19,100	18,900	18,800	18,600	18,500	18,000	17,600
61-70	16,800	16,500	16,400	16,200	16,100	15,900	15,800	15,400	15,100
71-80	14,700	14,500	14,400	14,200	14,100	14,000	13,900	13,500	13,200
81-90	18,400	18,000	17,900	17,600	17,500	17,400	17,300	16,800	16,400
91-100	16,600	16,200	16,100	15,900	15,800	15,700	15,600	15,100	14,800
101-110	15,100	14,800	14,700	14,400	14,300	14,200	14,100	13,700	13,400
111-120	13,800	13,500	13,400	13,200	13,100	13,000	12,900	12,600	12,300
121-130	12,800	12,500	12,400	12,300	12,200	12,100	12,000	11,700	11,400
131-140	11,800	11,600	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100	10,800	10,600
141-150	11,100	10,900	10,800	10,600	10,600	10,500	10,400	10,100	9,900

(注)地域区分は別表1-①に同じ。

⑩特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(単独・併設置)

一般入所者に対する介護職員を1名置かなかった場合

一般入所者数	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
21-30	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
31-40	17,400	17,100	17,000	16,800	16,700	16,600	16,600	16,200	15,900
41-50	13,900	13,700	13,600	13,500	13,400	13,300	13,300	13,000	12,700
51-60	11,600	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100	11,100	10,800	10,600
61-70	10,000	9,800	9,800	9,700	9,600	9,600	9,500	9,300	9,100
71-80	8,700	8,600	8,500	8,400	8,400	8,300	8,300	8,100	8,000
81-90	13,100	12,900	12,800	12,600	12,500	12,400	12,400	12,000	11,800
91-100	11,800	11,600	11,500	11,300	11,300	11,200	11,100	10,800	10,600
101-110	10,700	10,500	10,400	10,300	10,200	10,100	10,100	9,800	9,600
111-120	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400	9,300	9,300	9,000	8,800
121-130	9,000	8,900	8,800	8,700	8,600	8,600	8,500	8,300	8,100
131-140	8,400	8,300	8,200	8,100	8,100	8,000	7,900	7,700	7,600
141-150	7,800	7,700	7,600	7,500	7,500	7,400	7,400	7,200	7,000

(注)地域区分は別表1-①に同じ。

別表1-2

本人からの徴収額(月額)

軽費老人ホーム(ケアハウス)・都市型軽費老人ホーム

対象収入による階層区分		費用徴収額(月額)
1	1,500,000 円 以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円 ~ 1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円 ~ 2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円 ~ 2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円 ~ 2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円 ~ 2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円 ~ 2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円 ~ 2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円 ~ 2,600,000 円	57,000 円
13	2,600,001 円 ~ 2,700,000 円	64,000 円
14	2,700,001 円 ~ 2,800,000 円	71,000 円
15	2,800,001 円 ~ 2,900,000 円	78,000 円
16	2,900,001 円 ~ 3,000,000 円	85,000 円
17	3,000,001 円 ~ 3,100,000 円	92,000 円
18	3,100,001 円 以上	全 額

- (注1) 対象収入とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 対象収入及び必要経費については、別紙「軽費老人ホーム対象収入認定事務手続について」に基づいて行うこと。
- (注3) 本人からの徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。
- (注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

別表2

サービスの提供に要する基本額(月額)

都市型軽費老人ホーム

基本額 (月額)	特別区	武蔵野市	三鷹市
	143,600円	141,000円	138,300円

(注)特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設の「サービスの提供に要する基本額(月額)」については、別表1に準拠するものとする。

別表3

サービスの提供に要する基本額(月額)

軽費老人ホームA型

①単独設置

入所者数	16/100	13/100	12/100	7/100
人	円	円	円	円
50	123,100	120,600	119,800	115,400
51-60	103,800	101,600	100,900	97,300
61-70	89,100	87,300	86,700	83,600
71-80	78,100	76,500	76,000	73,300
81-90	75,100	73,600	73,100	70,500
91-100	67,800	66,400	65,900	63,600
101-110	66,800	65,400	64,900	62,500
111-120	65,600	64,100	63,700	61,200
121-130	64,400	62,900	62,500	60,100
131-140	63,400	61,900	61,400	59,100
141-150	64,900	63,500	62,900	60,600
151-160	61,400	60,000	59,600	57,300
161-170	60,800	59,500	59,000	56,800
171-180	60,200	58,900	58,500	56,200
181-190	59,800	58,400	58,000	55,800
191-200	56,900	55,700	55,200	53,200
201-210	57,200	56,000	55,600	53,500

(注) 地域区分は以下のとおりとする。

- 1) 16/100は特別区とする。
- 2) 13/100は町田市、多摩市及び西東京市とする。
- 3) 12/100は立川市とする。
- 4) 7/100は東村山市とする。

②併設設置

入所者数	16/100	13/100	12/100	7/100
人	円	円	円	円
50	88,600	86,700	86,100	83,100
51-60	74,700	73,200	72,600	70,100
61-70	64,200	62,800	62,300	60,100
71-80	56,400	55,200	54,800	52,900
81-90	59,800	58,600	58,100	56,000
91-100	53,900	52,800	52,400	50,600
101-110	54,100	53,000	52,600	50,700
111-120	52,800	51,700	51,300	49,500

(注) 地域区分は別表3-①に同じ。

③特定施設入居者生活介護を受けた場合

共通職員

入所者数	16/100	13/100	12/100	7/100
人	円	円	円	円
50	56,100	54,900	54,600	52,600
51-60	47,700	46,700	46,400	44,700
61-70	41,100	40,200	40,000	38,500
71-80	36,100	35,400	35,100	33,900
81-90	32,200	31,500	31,300	30,200
91-100	29,100	28,600	28,400	27,400
101-110	27,000	26,400	26,200	25,300
111-120	29,100	28,500	28,200	27,000
121-130	26,900	26,300	26,100	25,100
131-140	25,000	24,400	24,200	23,300
141-150	25,800	25,200	25,000	24,100
151-160	24,700	24,200	24,000	23,000
161-170	23,300	22,800	22,600	21,700
171-180	22,100	21,600	21,400	20,600
181-190	21,000	20,500	20,400	19,600
191-200	20,000	19,500	19,400	18,600
201-210	19,800	19,400	19,200	18,500

(注) 地域区分は別表3-①に同じ。

④特定施設入居者生活介護を受けた場合

一般入所者に対する介護職員等

一般入所者数	16/100	13/100	12/100	7/100
人	円	円	円	円
20	42,600	42,100	41,900	40,900
21-30	45,100	44,400	44,100	42,900
31-40	46,400	45,600	45,300	43,800
41-50	47,300	46,400	46,100	44,500
51-60	39,300	38,600	38,300	37,100
61-70	33,800	33,100	32,900	31,800
71-80	29,600	29,000	28,800	27,900
81-90	31,800	31,200	31,000	29,900
91-100	28,600	28,100	27,900	26,800
101-110	30,600	30,000	29,800	28,800
111-120	28,100	27,500	27,300	26,300
121-130	29,700	29,100	28,900	27,900
131-140	31,100	30,500	30,200	29,200
141-150	32,400	31,700	31,500	30,300
151-160	30,400	29,700	29,500	28,500
161-170	31,600	30,900	30,700	29,600
171-180	32,600	31,900	31,600	30,500
181-190	33,500	32,800	32,600	31,400
191-200	31,800	31,200	30,900	29,800
201-210	32,700	32,000	31,700	30,600

(注1) 地域区分は別表3-①に同じ。

(注2) 上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、別表3-③の「共通職員単価」によるものを、また、それ以外の一般入所者については、「共通職員単価」に別表3-④の「一般入所者に対する介護職員等単価」を加えたものを、サービスに要する費用の基本額(月額)とする。

別表3-2

本人からの徴収額(月額)

軽費老人ホームA型

(1) (2)以外の者については、本表を適用する。

対象収入			費用徴収額 (月額)
階層	1	～ 1,500,000 円	64,230 円
	2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	67,230 円
	3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	70,230 円
	4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	73,230 円
	5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	76,230 円
	6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	79,230 円
	7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	84,230 円
	8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	89,230 円
	9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	94,230 円
	10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	99,230 円
	11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	104,230 円
	12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	111,230 円
	13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	118,230 円
	14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	125,230 円
	15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	132,230 円
	16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	139,230 円
	17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	147,230 円
	18	3,100,001 円 ～ 3,200,000 円	155,230 円
	19	3,200,001 円 ～ 3,300,000 円	163,230 円
	20	3,300,001 円 ～ 3,400,000 円	171,230 円
	21	3,400,001 円 以上	基本利用料全額

(2)平成12年6月30日以前入所者で、前年の対象収入が126万円以下の者については、本表を適用する。

対象収入			本人負担額 (月額)
階層	a1	～ 720,000 円	35,550 円
	a2	720,001 円 ～ 760,000 円	38,950 円
	a3	760,001 円 ～ 800,000 円	41,250 円
	a4	800,001 円 ～ 840,000 円	43,250 円
	a5	840,001 円 ～ 880,000 円	45,250 円
	a6	880,001 円 ～ 920,000 円	47,250 円
	a7	920,001 円 ～ 960,000 円	49,250 円
	a8	960,001 円 ～ 1,000,000 円	51,250 円
	a9	1,000,001 円 ～ 1,040,000 円	53,250 円
	a10	1,040,001 円 ～ 1,080,000 円	55,850 円
	a11	1,080,001 円 ～ 1,120,000 円	58,550 円
	a12	1,120,001 円 ～ 1,160,000 円	61,250 円
	a13	1,160,001 円 ～ 1,200,000 円	63,850 円
	a14	1,200,001 円 ～ 1,260,000 円	64,230 円

(注1) 軽費老人ホーム以外の場所で生活する期間がやむを得ず3か月を越え、その期間の当月初日現在同様の状態が認められる場合、その対象者に係る基本利用料の中から生活費分について、次の算式により減額調整を行う。

(1) 本人負担額が生活費に満たない場合は、生活費から本人負担額を差し引いた額を減額調整額とする。

(2) (1)以外は減額調整は行わない。

(注2) 対象収入とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注3) 対象収入及び必要経費については、別紙「軽費老人ホーム対象収入認定事務手続について」に基づいて行うこと。

(注4) 本人からの徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。

(注5) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注6) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

別表4

サービスの提供に要する費用(月額)及び本人からの徴収額(月額)

軽費老人ホームB型

対象収入		サービスの提供に 要する費用(月額)	費用徴収額 (月額)
1	1,500,000円以下	27,100円	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円		13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円		16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円		19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円		22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円		25,000円
7	2,000,001円～		27,100円

軽費老人ホーム対象収入認定事務手続について

1 階層区分の決定は、入居者から「収入申告書（収入額・必要経費に関する挙証資料を添付したもの）」を受理し、施設長がその内容を審査した上で、毎年本人からの徴収額の階層区分を決定すること。

また、階層区分の決定は、「前年の収入（1月から12月まで）」から「必要経費」を控除した「対象収入」により階層区分を決定する。

2 収入及び必要経費については、下記の添付資料に基づき確認する。

（1）収入

○年金・恩給等・・・年金等の支払通知書、振込通知書等の写し、生活保護決定通知等の写し（内訳が確認できるもの）

○財産収入・利子・配当収入・その他の収入・・・確定申告書、課税証明書等の写し

（2）必要経費

○所得税・住民税等の租税・・・各種納税通知書の領収書等の写し

○社会保険料又はこれに準ずるもの・・・領収書等の写し

○医療費・・・領収書等（写しでも可）

○その他・・・領収書等の写し。無い場合は、事実関係を確認できる資料等

（3）対象収入について

対象収入は、原則として前年の「収入として認定するもの」（「収入として認定しないもの」に該当するものは除く。）から「必要経費」を控除した額とする。

ただし、前年に比して収入が減少したり、不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により入居者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難となった場合は、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することができる。

※ただし書きによる認定を行うケースについては、事前に東京都と協議を行うこと。

① 収入として認定するもの

収入の種類	内容及び取扱い
年金、恩給等の収入	<p>年金、恩給、生活保護費（注）その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を収入として認定すること。</p> <p>→年金、恩給等の収入には、公的給付であるか私的給付であるかを問わず、入居者が受給権を有する定期的な給付は「収入として認定しないもの」を除き全て含まれる。</p> <p>したがって、労働者災害補償保険（休業補償給付、障害補償年金等）企業退職年金、私的終身年金保険、入所前の勤労所得（給与所得の金額を収入として認定する。）雇用保険（失業給付の基本手当）等はこれに該当する。</p>
財産収入	<p>土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。</p>
利子、配当収入	<p>公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。</p>
その他の収入	<p>不動産、動産の処分による収入その他の収入（軽費老人ホーム入居前臨時的な収入は除く。）については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。</p> <p>○ 譲渡所得、山林所得、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）等が該当するが、この場合の「課税標準として把握された所得の金額」とは、所得税法第22条第1項に規定する総所得金額、山林所得金額のうちこれらの所得に係るものをいう。</p> <p>なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額をいう。</p> <p>○ 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。</p>

（注）生活保護費のうち住宅扶助額は除く。

※ 所得税法については、所得税法（抜粋）を参考資料として添付している。

② 収入として認定しないもの

- ・ 臨時的な見舞金、仕送り等による収入（入居前の※退職金も収入として認定されない。）
- ・ 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭

- ・ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ・ 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法において公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額
- ・ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でない判断される金銭

※ 中小企業退職金共済法第12条第1項（退職金の分割支給等）に規定する分割払いの方法により支給される同条第2項に規定する分割退職金のうち、入居後に支給されるものも収入として認定しないこと。

③ 必要経費

必要経費	内容	認められない必要経費
所得税、住民税等の租税	左記以外の必要経費として認められる租税には、相続税、贈与税が該当する。	固定資産税、都市計画税、不動産取得税
社会保険料又はこれに準ずるもの	○社会保険料とは、国民健康保険の保険料、国民健康保険税等、所得税法第74条第2項※に規定するもの ○社会保険料に準ずるものには、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金が該当する。	
医療費 ※差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費、入院中の食費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費	○医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。したがって、通院費、按摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師による施術費は医療費に含まれる。 ○医療費は、支払った医療の総額から保険金等で補填される金額を控除した額の全額を必要経費として認める。所得税法における医療費控除額ではないこと。	○疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費 ○入居前の医療費（入所することによって明らかに支出する必要のなくなった入院代等の医療費に限る。） ○健康診断のための人間ドッグの費用

<p>その他</p>	<p>○配偶者等が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合における標準的な生計費は、いわゆる個別的日常生活に相当する額（老齢福祉年金相当額）</p> <p>○離婚に伴う慰謝料</p> <p>○介護サービスの利用料（自己負担分）</p>	<p>○入居者の意志により任意に負担するもの。 →交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設、管理に必要な費用、寄付金等の費用</p> <p>○生命保険料 （ただし、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益を受けるものについては、必要経費として認めることができる。）</p>
------------	--	---

※ 所得税法第74条第2項（社会保険料控除）抜粋

- (1) 健康保険法の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料
- (2) 国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税
- (3) 介護保険法の規定による介護保険の保険料
- (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険の被保険者として負担する労働保険料
- (5) 国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
- (6) 独立行政法人農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料
- (7) 厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金
- (8) 船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料
- (9) 国家公務員共済組合法の規定による掛金
- (10) 地方公務員等共済組合法の規定による掛金
- (11) 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
- (12) 恩給法第59条の規定による納金

3 本人からの徴収額の認定に誤りがあった場合の取扱い

本人からの申請に誤りがあった場合は、利用者への追加徴収を原則とすること。
また、施設長の認定に誤りがあった場合は次のように取り扱うこと。

- (1) 誤って認定した徴収額よりも正当な徴収額が低い場合
徴収額の変更認定は、変更すべき月に遡及して行う。既に納付済の徴収金があるときは、その差額分を返還（還付又は充当）する。
- (2) 誤って認定した徴収額よりも正当な徴収額が高い場合
徴収額の変更認定は、遡及せずに誤認を発見した月の翌月初日をもって行うこと。

4 その他

軽費老人ホームの対象収入認定については、上記によるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）及び「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）に準じることとする。

主な非課税所得の一覧

項目	あらまし
<p>傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など (傷病賜金、遺族恩給、遺族年金など)</p>	<p>恩給法によって支給される増加恩給(これに供給される普通恩給を含む。)や傷病賜金、その他公務上又は業務上の負傷又は疾病に起因して受ける休業補償、障害補償等の給付金及び遺族の受ける遺族恩給及び遺族年金などはいずれも傷病者や遺族の生活のよりどころとなるものであることから、課税されない。</p> <p>また、地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づいて支給される給付金は、心身障害者を扶養するために支給されるものであることなどの理由から課税されない。</p>
<p>相続又は個人からの贈与による所得</p>	<p>相続や遺贈又は他人からの贈与により財産を受ける場合には、相続税又は贈与税の課税を受けるため、所得税は課税されない。</p> <p>ただし、法人からの贈与による所得に対しては一時所得として所得税が課税されるため、所得証明書又は課税証明書に記載される。</p>
<p>損害保険金、損害賠償金、慰謝料など</p>	<p>損害保険金、損害賠償金等で次のようなものは課税されない。</p> <p>ただし、これらの金額の中に、その損害を受けたことにより、その人の所得の金額の計算上必要経費に参入される金額を補填するための金額が含まれている場合には、その金額を控除した後の部分の金額が非課税とされる。</p> <p>(1) 損害保険契約に基づく保険金及び生命保険契約に基づく給付金で身体の障害に起因して支払を受けるもの並びに心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金</p> <p>(2) 損害保険契約に基づく保険金及び損害保険契約に準ずる共済契約に基づく共済金(満期返戻金や解約返戻金を除く。)で資産に受けた損害に対して支払を受けるもの並びに不法行為その他事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金</p> <p>(3) 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当な見舞金</p>

健康保険などの保険 給付	健康保険法第69条（租税その他の公課の非課税） 「保険給付として支給を受けたる金品を標準として租税その他の公課を課せず。」
-----------------	--

各根拠法令に基づいて給付される具体的な年金等の種類

公課の別 根拠法令	課税	非課税
厚生年金保険法	老齢厚生年金	障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金 （第41条の2）
国民年金法	老齢基礎年金 付加年金	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死 亡一時金（第25条）
旧国民年金法	老齢年金 通算老齢年金	障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、 寡婦年金、老齢福祉年金（第25条）